

議決権行使ガイドラインの改正について

富国生命投資顧問株式会社は、今般、議決権行使ガイドラインを改正しました（2025年4月以降の株主総会に適用）。

今回の改正では、考え方の整理、規定の明確化、新設などを行いました。

主な改正点は、以下の3点です。

- 取締役選任議案に関する考え方の整理
- 株式報酬の社外取締役、監査等委員である取締役、監査役への付与についての規定の明確化
- 有事型買収防衛策に関する規定の新設

改正前	改正後 (2025年4月以降の株主総会に適用)
<p>1. 取締役選任に関する議案</p> <p>取締役会は会社の目指すところを確立し、戦略的な方向付けを行うなど重要な経営に関する方針等を決定する機関であり、各取締役が意見等を述べ十分な審議を行うことが重要であると考えます。</p> <p>そのため、取締役としての適格性に加え、企業規模や事業部門数と取締役員数の関係の妥当性などを検討します。業績不振の企業については取締役の経営責任について検討します。</p> <p>社外取締役については、経営に対する助言・監督機能を発揮するために複数選任されるべきであると考えます。一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員として証券取引所に届出する社外取締役については、一定水準以上の独立性を有する必要があると考えます。</p>	<p>1. 取締役選任に関する議案</p> <p>取締役会は会社の目指すところを確立し、株主をはじめとするステークホルダーに対する責任を果たすよう、監督機能を発揮すべきであると考えます。</p> <p>そのため、取締役会の構成が、規模、能力、独立性などの点において適切であることに加え、各取締役が適切に職責を果たすことが求められます。</p> <p>議案の審議にあたっては、対話や調査に基づき当該企業のおかれた状況を把握しつつ、中長期的な企業価値向上の観点から判断します。業績不振や ESG の観点で問題となる事案が発生した企業に関しては、取締役の経営責任について検討します。</p>

<p>2. 株式報酬の社外取締役、監査等委員である取締役、監査役への付与についての規定の明確化</p> <p>～株式報酬（ストックオプションを含む）に原則として反対します。但し、社外取締役（監査等委員である場合も含む）への株式報酬（ストックオプションを含む）は、合理的な理由があれば、賛成します</p>	<p>2. 株式報酬の社外取締役、監査等委員である取締役、監査役への付与についての規定の明確化</p> <p>～業績連動型の報酬（金銭報酬、株式報酬、ストックオプションを含む）に原則として反対します。</p> <p>～業績連動型ではない株式報酬（ストックオプションを含む）は、制度設計に特段の問題がなく、合理的な理由があれば、賛成します</p>
<p>3. 有事型買収防衛策に関する規定の新設</p> <p>（新設）</p>	<p>3. 有事型買収防衛策に関する規定の新設</p> <p>中長期的な企業価値向上の観点から、個別に判断します。</p>

※改正前の議決権行使ガイドラインは、[こちら](#)です。

改正後の議決権行使ガイドラインは、[こちら](#)です。